平成２５年（フ）第１０８８５号
東京都立川市柴崎町２丁目17―２―203
債務者　松崎　清子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８８７号
東京都練馬区南大泉１丁目44―15
債務者　小川　　慶
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８９１号
東京都江戸川区春江町３丁目６－１　第１石栄荘石亀方
債務者　黒須祐一郎
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８９２号
東京都東久留米市下里４丁目１―13―306
債務者　神戸　徳子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８９４号
東京都大田区西糀谷１丁目９―13―202
債務者　安田　洋一
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８９５号
東京都江戸川区南葛西６丁目25―５―701
債務者　大木　孝志
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９０１号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野１丁目９―12―206
債務者　前嶋　京子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９０９号
東京都板橋区蓮沼町４―５―903
債務者　吉清水典子（旧姓目等）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１０号
東京都中野区中野２丁目24―３―311
債務者　實方　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１２号
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川３丁目13―４
債務者　中梶千恵子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１３号
東京都江東区南砂２丁目３－６―635
債務者　大沼　光子
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９１５号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目２―18―202
債務者　友森　幸代
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２０号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目22―16―202
債務者　菅　　謙二
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２６号
東京都渋谷区恵比寿１丁目７－４―1003
債務者　安藤　晶子（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９２７号
東京都渋谷区初台２丁目13―22
債務者　大脇　和茂
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９３３号
東京都八王子市子安町１丁目22―８―102
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部